

諸手続きについて（お知らせ）

本日、火葬許可証を発行しましたが、次に該当する方はお早めにそれぞれの手続きを行って下さい。  
いずれの手続きも印鑑が必要ですのでご持参下さい。

住民課での手続き TEL 0980-41-2142

- 死亡者が世帯主の場合は世帯主変更届けをして下さい。  
(亡くなった日から14日以内)
- 死亡者が固定資産を有している場合は、相続人代表者指定の手続きをして下さい。
- 死亡者が印鑑登録をしていた方は、登録証を返還して下さい。

福祉課での手続き TEL 0980-41-2765

- 国頭村葬祭場 緑聖苑 を使用する場合は、申請と使用料の支払いをして下さい。
- 死亡者が国民健康保険の該当者は、国民健康保険証を持参の上、葬祭費の申請手続きをして下さい。(葬儀の喪主の方の通帳と印鑑が必要です。)
- 死亡者が後期高齢者医療被保険者（75歳以上）の方は、被保険者証を持参の上、資格喪失及び葬祭費の申請の手続きをして下さい。(葬儀の喪主の方の通帳と印鑑が必要です。)
- 死亡者が介護保険受給者（65歳以上）の方は受給者証を持参の上、資格喪失の手続きをして下さい。
- 死亡者が国民年金受給者の方は、年金証書を持参の上、未支給請求及び死亡届の手続きをして下さい。(厚生年金、共済年金受給者の方は名護年金事務所での手続きとなります。)
- 死亡者が国民年金及び厚生年金を納めている方は、死亡一時金及び遺族年金裁定請求できるか確認をして手続きをして下さい。
- 死亡者が身体障害者手帳・療育手帳・障害手帳（精神）をお持ちの方は、各手帳を持参の上、資格喪失の手続きをして下さい。

建設課（第2庁舎）での手続き TEL 0980-41-2102

- 死亡者が水道使用名義人の方は、変更の手続きをして下さい。

農業委員会での手続き TEL 0980-41-2101（代表）

- 死亡者が農業者年金受給者の方は、未支給年金の請求及び死亡届の手続きをして下さい。
- 死亡者の農地を相続したら届出をして下さい。

那覇地方法務局（名護支局）での手続き TEL 0980-52-2729

- 死亡者が土地・家屋等の不動産を有している場合は、相続登記等の手続きをして下さい。